



発行 新潟県

号外 1
令和4年3月31日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

規 則

- 35 新潟県県税規則の一部を改正する規則（税務課）
- 36 新潟県基幹病院事業財務規則の一部を改正する規則（地域医療政策課）
- 37 新潟県急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則及び新潟県砂防指定地等管理条例施行規則の一部を改正する規則（砂防課）

訓 令

- 16 新潟県基幹病院事業財務規則による帳票その他の書類の様式指定の一部改正（地域医療政策課）
- 17 新潟県青少年総合対策本部設置規程の一部改正（子ども家庭課）

告 示

- 399 新潟県建設工事入札参加資格審査規程の一部改正（監理課）
- 400 道路の区域変更（道路管理課）
- 401 道路の供用開始（道路管理課）
- 402 道路の区域変更（道路管理課）
- 403 道路の供用開始（道路管理課）

選挙管理委員会規程

- 4 新潟県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程（選挙管理委員会）
- 5 公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程（選挙管理委員会）
- 6 新潟県選挙管理委員会が保有する行政文書の公開等に関する規程の一部を改正する規程（選挙管理委員会）
- 7 新潟県選挙管理委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する規程（選挙管理委員会）

規 則

新潟県県税規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第35号

新潟県県税規則の一部を改正する規則

第1条 新潟県県税規則（昭和34年新潟県規則第63号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下この条において「移動項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下この条において「移動後項等」という。）が存在する場合には当該移動項等を当該移動後項等とし、移動項等に対応する移動後項等が存在しない場合には当該移動項等（以下この条において「削除項等」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中別記様式の表示に下線が引かれた別記様式を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示、削除項等並びに別記様式の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下この条において「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下この条において「改正後表」という。）が存在する場合には当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には当該改正表を削り、改正後表に対応する改正後表が存在しない場合には当該改正後表を加える。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">(徴税吏員)</p> <p>第3条 法第1条第1項第3号の規定によつて委任する徴税吏員は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>総務部長</u></p> <p>(2) <u>総務部税務課長</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) <u>総務部税務課及び地域振興局に勤務する職員のうち、県税事務に従事する県職員</u></p> <p style="text-align: center;">(局長に委任しない知事の権限)</p> <p>第5条 条例第6条第1項ただし書に規定する知事が定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3)</u> (略)</p> <p><u>(4)</u> (略)</p> <p><u>(5)</u> (略)</p> <p><u>(6)</u> (略)</p> <p><u>(7)</u> (略)</p> <p><u>(8)</u> (略)</p> <p><u>(9)</u> (略)</p> <p><u>(10)</u> (略)</p> <p><u>(11)</u> (略)</p> <p><u>(12)</u> (略)</p> <p style="text-align: center;">(徴収金の納付又は納入)</p> <p>第9条 徴収金（条例第58条、第69条第1項、第69条の2若しくは第91条第1項本文に規定する方法又は口座振替の方法により納付し、又は払い込む徴収金及び法第747条の6第2項に規定する特定</p>	<p style="text-align: center;">(徴税吏員)</p> <p>第3条 法第1条第1項第3号の規定によつて委任する徴税吏員は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>総務管理部長</u></p> <p>(2) <u>総務管理部税務課長</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) <u>総務管理部税務課及び地域振興局に勤務する職員のうち、県税事務に従事する県職員</u></p> <p style="text-align: center;">(局長に委任しない知事の権限)</p> <p>第5条 条例第6条第1項ただし書に規定する知事が定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 県たばこ税の賦課徴収</u></p> <p><u>(4)</u> (略)</p> <p><u>(5)</u> (略)</p> <p><u>(6)</u> (略)</p> <p><u>(7)</u> (略)</p> <p><u>(8)</u> (略)</p> <p><u>(9)</u> (略)</p> <p><u>(10)</u> (略)</p> <p><u>(11)</u> (略)</p> <p><u>(12)</u> (略)</p> <p><u>(13)</u> (略)</p> <p style="text-align: center;">(徴収金の納付又は納入)</p> <p>第9条 徴収金（条例第58条、第69条第1項、第69条の2若しくは第91条第1項本文に規定する方法又は口座振替の方法により納付し、又は払い込む徴収金及び法第747条の5の2第2項に規定する特</p>

徴収金を除く。)の納付又は納入は、納付書又は納入書によつてしなければならない。

(還付金等の還付又は充当の通知)

第42条 知事又は局長は、次に掲げる徴収金を還付する場合又は充当した場合は、その旨を当該納税者又は特別徴収義務者に通知するものとする。

(1) 法第53条第32項 (法第55条第5項において準用する場合を含む。)、第55項、第58項及び第59項並びに法第72条の24の10第3項及び第7項、第72条の24の11第4項並びに第72条の28第4項 (法第72条の41の4において準用する場合を含む。)の規定による法人の県民税又は事業税の中間納付額及びこれらに係る徴収金

(2)～(6) (略)

(証紙使用実績等の報告)

第44条の3 前条の規定により証紙の消印をした局長は、当月分の証紙の消印実績について翌月7日までに総務部税務課長に報告しなければならない。

2 総務部税務課長は、前項の規定による報告があつたときは、これを取りまとめた証紙使用実績報告書を作成し、その月の10日までに会計管理者に提出しなければならない。

第45条 削除

定徴収金を除く。)の納付又は納入は、納付書又は納入書によつてしなければならない。

(還付金等の還付又は充当の通知)

第42条 知事又は局長は、次に掲げる徴収金を還付する場合又は充当した場合は、その旨を当該納税者又は特別徴収義務者に通知するものとする。

(1) 法第53条第20項 (法第55条第5項において準用する場合を含む。)、第34項、第37項及び第38項並びに法第72条の24の10第3項及び第7項、第72条の24の11第4項並びに第72条の28第4項 (法第72条の41の4において準用する場合を含む。)の規定による法人の県民税又は事業税の中間納付額及びこれらに係る徴収金

(2)～(6) (略)

(証紙使用実績等の報告)

第44条の3 前条の規定により証紙の消印をした局長は、当月分の証紙の消印実績について翌月7日までに総務管理部税務課長に報告しなければならない。

2 総務管理部税務課長は、前項の規定による報告があつたときは、これを取りまとめた証紙使用実績報告書を作成し、その月の10日までに会計管理者に提出しなければならない。

(納税義務の完了時期等)

第45条 納税者又は特別徴収義務者は、その徴収金額を指定金融機関、指定代理金融機関若しくは収納代理金融機関、郵便局(簡易郵便局を除く。)、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条の2第1項の規定により県税の収納の事務の委託を受けた者(第7項において「収納事務の受託者」という。)又は税務出納員若しくは税務現金取扱員に納付し又は納入し、その領収証書の交付を受けたときに納税義務を完了する。

2 口座振替の方法により納付する徴収金に係る納税義務は、その徴収金額が口座から振り替えられたときに完了する。

3 証紙により納付する徴収金に係る納税義務は、第44条の2の規定により証紙に消印がなされたときに完了する。

4 条例第58条第1項後段又は第69条第1項後段の規定により納付し、又は払い込む徴収金に係る納税義務は、当該申告書又は修正申告書が受理されたときに完了する。

5 条例第58条第2項又は第69条の2の規定により納付し、又は払い込む徴収金及び法第747条の5の2第2項に規定する特定徴収金に係る納税義務は、その徴収金額が口座から払い込まれたとき又は自動預払機その他これに準ずる機械により払い込ま

(領収証書の領収印)

第46条 税務出納員が領収証書を交付する場合は、当該領収証書の領収日付印欄に領収印の押印を行うものとする。

(不動産取得税の課税標準の特例の適用を受けようとする場合等の申告書の添付書類)

第61条 法第73条の14第3項の規定の適用を受けようとする者が条例第39条第1項の規定により提出する申告書には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

(1)・(2) (略)

2 法第73条の24第1項又は第3項の規定の適用を受けようとする者が条例第46条第1項の規定により提出する申告書には、当該各項の規定の適用があるべき旨を証する書類を添付しなければならない。

3 法第73条の24第2項の規定の適用を受けようとする者が条例第46条第1項の規定により提出する申告書には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類(前項の規定により既に提出されている書類がある場合には、当該書類を除く。)を添付しなければならない。

(1)・(2) (略)

4 法附則第11条第8項又は第11項の規定により読み替えられた法第73条の14第1項の規定の適用を受けようとする者が条例第39条第1項の規定により提出する申告書には、当該住宅が法附則第11条第8項又は第11項の規定に該当する住宅であることを証する書類を添付しなければならない。

(納期限の延長申請)

第63条 (略)

2 局長は、前項の申請に対して承認又は不承認の決定をした場合においては、その旨を申請者に通知するものとする。

れたときに完了する。

6 地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2第6項の規定により指定代理納付者に納付させた徴収金に係る納税義務は、同項の承認があつたとき(指定代理納付者が同項の指定する日を過ぎて納付した場合は、指定代理納付者が納付したとき)に完了する。

7 第1項の規定にかかわらず、収納事務の受託者に電子情報処理組織を使用する方法により納付し、又は納入する徴収金に係る納税義務は、その徴収金額を収納事務の受託者に納付し、又は納入したときに完了する。

(領収証書の領収印)

第46条 前条第1項の規定により税務出納員が領収証書を交付する場合は、当該領収証書の領収日付印欄に領収印の押印を行うものとする。

(不動産取得税の課税標準の特例の適用を受けようとする場合等の申告書の添付書類)

第61条 法第73条の14第3項の規定の適用を受けようとする者が条例第39条の規定により提出する申告書には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

(1)・(2) (略)

2 法第73条の24第1項又は第3項の規定の適用を受けようとする者が条例第46条の規定により提出する申告書には、当該各項の規定の適用があるべき旨を証する書類を添付しなければならない。

3 法第73条の24第2項の規定の適用を受けようとする者が条例第46条の規定により提出する申告書には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類(前項の規定により既に提出されている書類がある場合には、当該書類を除く。)を添付しなければならない。

(1)・(2) (略)

4 法附則第11条第8項又は第11項の規定により読み替えられた法第73条の14第1項の規定の適用を受けようとする者が条例第39条の規定により提出する申告書には、当該住宅が法附則第11条第8項又は第11項の規定に該当する住宅であることを証する書類を添付しなければならない。

(納期限の延長申請)

第63条 (略)

2 知事は、前項の申請に対して承認又は不承認の決定をした場合においては、その旨を申請者に通知するものとする。

(公益専用自動車の範囲)

第77条 条例第64条第1項第5号に規定する公益専用自動車として知事が定めるものは、次の各号のとおりとする。

(1)～(3) (略)

附 則

1～5 (略)

別表 (第117条関係)

文書等の名称	根拠条文	様式
(略)		
法人設立・異動(引継ぎ・終了・変更等)届出書(法人課税信託用)	(略)	(略)
eLTAXによる申告が困難である場合の特例の申請書・eLTAXによる申告が困難である場合の特例の取りやめの届出書	法第53条第70項及び第72条の32の2第2項又は第53条第76項及び第72条の32の2第8項	別記第75号様式の2
(略)		
(略)		

第46号様式 (第117条関係)

(略)	
申請に係る税の所属年度、期別、事業年度	(事業年度) (略)
(略)	

第48号様式の2 (第117条関係)

(公益専用自動車の範囲)

第77条 条例第64条第1項第4号に規定する公益専用自動車として知事が定めるものは、次の各号のとおりとする。

(1)～(3) (略)

附 則

1～5 (略)

6 第5条第3号の規定の適用については、当分の間、同号中「県たばこ税」とあるのは、「県たばこ税(地方税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第2号)附則第12条第3項、第9項、第11項及び第13項並びに地方税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第3号)附則第10条第2項、第12条第2項及び第13条第2項の規定により課する県たばこ税を除く。)」とする。

7 知事又は局長は、条例附則第19条の5第2項の申請書が提出された場合において、これに対しその承認又は不承認の決定をしたときは、申請者にその旨を通知するものとする。

別表 (第117条関係)

文書等の名称	根拠条文	様式
(略)		
法人設立・異動(引継ぎ・終了・変更等)届出書(法人課税信託用)	(略)	(略)
(略)		
自動車税(種別割)の課税免除の特例承認申請書	条例附則第19条の5第2項	別記第95号様式の2
(略)		

第46号様式 (第117条関係)

(略)	
申請に係る税の所属年度、期別、事業年度又は連結事業年度	(事業年度又は連結事業年度) (略)
(略)	

第48号様式の2 (第117条関係)

(略)

年 度 (事業年度)

(略)

(略)

年 度 (事業年度又は連結事業年度)

(略)

第50号様式 (第117条関係)
自動車税 (種別割) 減免申請書
(身体障害者等減免用)

(略)

申請者との関係	本人・配偶者・ 子・父・母・そ の他 ()
---------	------------------------------

(略)

第50号様式 (第117条関係)
自動車税 (種別割) 減免申請書
(身体障害者等減免用)

(略)

申請者との関係	本人・配偶者・ 子・父・母・ <u>常</u> <u>時</u> 介護者・その 他 ()
---------	--------------------------------------------------------

(略)

第50号様式の2 (第117条関係)
自動車税 (環境性能割・種別割) 減免申請書
(身体障害者等減免用)

(略)

申請者との関係	本人・配偶者・ 子・父・母・そ の他 ()
---------	------------------------------

(略)

第50号様式の2 (第117条関係)
自動車税 (環境性能割・種別割) 減免申請書
(身体障害者等減免用)

(略)

申請者との関係	本人・配偶者・ 子・父・母・ <u>常</u> <u>時</u> 介護者・その 他 ()
---------	--------------------------------------------------------

(略)

第73号様式 (第117条関係)
法人設立・異動 (解散・合併・変更・閉鎖等) 届
出書

(略)

事業税及び特別 法人事業税

通算承認の有 無

(略)

第73号様式 (第117条関係)
法人設立・異動 (解散・合併・変更・閉鎖等) 届
出書

(略)

事業税及び特別 法人事業税又は 地方法人特別税

連結納税の承 認の有無

(略)

第77号様式の3 (第117条関係)
不動産の取得 (特例適用等) 申告書

(略)

フリガナ		担当部署・担当者
氏 名		(法人の場合)
(法人の場合 名称)		
電 話 番 号		

第77号様式の3 (第117条関係)
不動産の取得 (特例適用等) 申告書

(略)

フリガナ		電
氏 名		話
(法人の場合 名称)		番
		号

第79号様式 (第117条関係)

不動産取得税の減額 (還付) 申請書

(略)

金融機関名	支店名	預金種別	口座番号	口座名義人(カタカナ)

第81号様式の2 (第117条関係)

(略)

不動産価格等通知書

地方税法第73条の18第4項及び新潟県税条例第45条の規定により、下記のとおり通知します。

(略)

第81号様式の7 (第117条関係)

県たばこ税の納期限延長申請書

(略)

地域振興局長 様

(略)

第95号様式 (第117条関係)

自動車税 (種別割) の課税免除承認申請書

(略)

(略)

・私立学校所有の専ら生徒の教習の用に供する自動車	(略)
・指定自動車教習所所有の専ら教習生の教習の用に供する自動車	条例第64条第1項第4号
	条例第64条第1項第5号、規則第77条第1号
	条例第64条第1項第5号、規則第77条第2号
	条例第64条第1項第5号、規則第77条第3号

(略)

第79号様式 (第117条関係)

不動産取得税の減額 (還付) 申請書

(略)

金融機関名及び支店名		預金種別	口座番号
口座名義人氏名			

第81号様式の2 (第117条関係)

(略)

不動産価格等通知書

地方税法第73条の18第3項及び新潟県税条例第45条の規定により、下記のとおり通知します。

(略)

第81号様式の7 (第117条関係)

県たばこ税の納期限延長申請書

(略)

新潟県知事 様

(略)

第95号様式 (第117条関係)

自動車税 (種別割) の課税免除承認申請書

(略)

(略)

・私立学校所有の専ら生徒の教習の用に供する自動車	(略)
	条例第64条第1項第4号、規則第77条第1号
	条例第64条第1項第4号、規則第77条第2号
	条例第64条第1項第4号、規則第77条第3号

(略)

第95号様式の2 (第117条関係)

自動車税 (種別割) の課税免除の特例承認申請書

(略)

第96号様式 (第117条関係)

自動車税 (種別割) の不均一課税承認申請書
(略)

(略)	通園・通学バス
-----	---------

(略)	新潟県県税条例第67条第1項該当
-----	------------------

第103号様式 (第117条関係)

(略)
ゴルフ場利用税の特例税率適用の届出書
(略)

(略)	国民スポーツ 大会に準じた 競技会の利用
-----	----------------------------

添付書類

- 1 国民スポーツ大会に準じた競技会に参加する職業としてゴルフをする者以外の選手の利用があつた場合は、当該選手であることを証明する書類の写し
- 2 (略)

第96号様式 (第117条関係)

自動車税 (種別割) の不均一課税承認申請書
(略)

(略)	通園・通学バス 指定自動車教習所の 教習用自動車
-----	-----------------------------

(略)	新潟県県税条例第67条第1項第 号該 当
-----	-------------------------

第103号様式 (第117条関係)

(略)
ゴルフ場利用税の特例税率適用の届出書
(略)

(略)	国民体育大会 に準じた競技 会の利用
-----	--------------------------

添付書類

- 1 国民体育大会に準じた競技会に参加する職業としてゴルフをする者以外の選手の利用があつた場合は、当該選手であることを証明する書類の写し
- 2 (略)

第2条 新潟県県税規則の一部を次のように改正する。
別記第75号様式の次に次の1様式を加える。

第75号様式の2 (第117条関係)

eLTAXによる申告が困難である場合の特例の申請書・
eLTAXによる申告が困難である場合の特例の取りやめの届出書

		管理番号	
(受付印) 年 月 日 地域振興局長 様	法人番号		
	本店所在地	(〒 —)	
	フリガナ	電話 ()	
	法人名		
	フリガナ		
代表者氏名			
<input type="checkbox"/> 地方税法第53条第69項前段 <input type="checkbox"/> 地方税法第72条の32の2第1項前段		に規定する場合に該当することとなったので、	
法人の県民税 法人の事業税及び特別法人事業税		に係るeLTAXによる申告が困難である場合の特例を申請します。	
申請内容	特例の適用を受けることが必要となった理由		
	特例の指定を受けようとする期間	年 月 日 から 年 月 日 まで	
	電気通信回線の故障、災害その他の理由によりeLTAXを使用することが困難である事情が生じた日	年 月 日	
添付書類	<input type="checkbox"/> 電気通信回線の故障、災害その他の理由によりeLTAXを使用することが困難であることを明らかにする書類		

<input type="checkbox"/> 地方税法第53条第76項 <input type="checkbox"/> 地方税法第72条の32の2第8項		の規定により、	法人の県民税 法人の事業税及び特別法人事業税
に係るeLTAXによる申告が困難である場合の特例の適用をやめますので届け出ます。			
届出内容	特例の承認を受けた日又はその承認があつたものとみなされた日	年 月 日	
	特例の適用を受けることをやめようとする理由		

その他の参考事項	
----------	--

関与税理士氏名	(電話)
---------	-------

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中新潟県県税規則別記第103号様式の改正 令和5年1月1日

(2) 第1条中新潟県県税規則第9条及び別記第81号様式の2の改正 令和5年4月1日

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の新潟県県税規則の規定中法人の県民税に関する部分は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に開始する事業年度(所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)第3条の規定(同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。)による改正前の法人税法(昭和40年法律第34号。以下「4年旧法人税法」という。)第2条第12号の7に規定する連結子法人(以下「連結子法人」という。)の連結親法人事業年度(4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいう。以下同じ。)が施行日前に開始した事業年度を除く。)分の法人の県民税について適用する。

3 施行日前に開始した事業年度(連結子法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した事業年度を含む。)分の法人の県民税及び施行日前に開始した連結事業年度(4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下同じ。)(連結子法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した連結事業年度を含む。)分の法人の県民税については、第1条の規定による改正前の新潟県県税規則の規定中法人の県民税に関する部分は、なおその効力を有する。

(新潟県核燃料税条例施行規則の一部改正)

4 新潟県核燃料税条例施行規則(令和元年新潟県規則第30号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(県税規則の適用)	(県税規則の適用)
<p>第4条 核燃料税の賦課徴収に関する新潟県県税規則(昭和34年新潟県規則第63号。以下「県税規則」という。)の適用については、<u>県税規則第5条第1号中「県民税」とあるのは「県民税並びに核燃料税」と、</u>県税規則別記第41号様式中「地域振興局」とあるのは「<u>総務部税務課</u>」とする。</p>	<p>第4条 核燃料税の賦課徴収に関する新潟県県税規則(昭和34年新潟県規則第63号。以下「県税規則」という。)の適用については、<u>県税規則第5条第3号中「県たばこ税」とあるのは「<u>県たばこ税及び核燃料税</u>」</u>と、<u>県税規則別記第41号様式中「地域振興局」とあるのは「<u>総務管理部税務課</u>」</u>とする。</p>

新潟県基幹病院事業財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 3 月 31 日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県規則第36号

新潟県基幹病院事業財務規則の一部を改正する規則

新潟県基幹病院事業財務規則（平成21年新潟県規則第56号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「削除項」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び削除項を除く。）を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(直接支払)</p> <p>第57条 会計管理者は、債権者に対して直接支払をしようとするときは、領収書を徴し、債権者に小切手を交付するとともに小切手振出済通知書を出納店に送付しなければならない。ただし、債権者から現金により受領する旨の申出があるときは、出納店をして現金で支払をさせることができる。</p>	<p>(直接支払)</p> <p>第57条 会計管理者は、債権者に対して直接支払をしようとするときは、領収書又は支払伝票の領収欄に領収印を徴し、債権者に小切手を交付するとともに小切手振出済通知書を出納店に送付しなければならない。ただし、債権者から現金により受領する旨の申出があるときは、出納店をして現金で支払をさせることができる。</p> <p><u>2 前項の領収印は請求書の印と同一のものでなければならない。ただし、紛失その他やむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p><u>3 前項ただし書の場合は、その印鑑を証明する書類の提出を求めなければならない。</u></p>

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

新潟県急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則及び新潟県砂防指定地等管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第37号

新潟県急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則及び新潟県砂防指定地等管理条例施行規則の一部を改正する規則

(新潟県急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則の一部改正)

第1条 新潟県急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則(昭和45年新潟県規則第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項を加える。

改正後	改正前
(身分証明書) 第3条 (略) <u>2 前項の規定にかかわらず、同項の証明書は、地すべり等防止法の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令(令和3年農林水産省・国土交通省令第4号)別記様式によることができる。</u>	(身分証明書) 第3条 (略)

(新潟県砂防指定地等管理条例施行規則の一部改正)

第2条 新潟県砂防指定地等管理条例施行規則(平成15年新潟県規則第44号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項を加える。

改正後	改正前
(身分証明書) 第13条 (略) <u>2 前項の規定にかかわらず、同項の証明書は、地すべり等防止法の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令(令和3年農林水産省・国土交通省令第4号)別記様式によることができる。</u>	(身分証明書) 第13条 (略)

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。



◎新潟県訓令第16号

本 庁

新潟県基幹病院事業財務規則（平成21年新潟県規則第56号）による帳票その他の書類の様式（平成21年11月新潟県訓令第28号）の一部を次のように改正し、令和4年4月1日から実施する。ただし、従前の様式により作成した用紙については、当分の間使用できるものとする。

令和4年3月31日

新潟県知事 花 角 英 世

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前								
<p>第13号様式（第40条関係） 収納通知書</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">新潟県会計管理者</td></tr> <tr><td>(略)</td></tr> </table>	(略)	(略)	新潟県会計管理者	(略)	<p>第13号様式（第40条関係） 収納通知書</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">新潟県会計管理者 <u>印</u></td></tr> <tr><td>(略)</td></tr> </table>	(略)	(略)	新潟県会計管理者 <u>印</u>	(略)
(略)									
(略)									
新潟県会計管理者									
(略)									
(略)									
(略)									
新潟県会計管理者 <u>印</u>									
(略)									
<p>第15号様式（第44条関係） (略) 氏 名 (略)</p>	<p>第15号様式（第44条関係） (略) 氏 名 <u>印</u> (略)</p>								
<p>第17号様式（第58条、第59条関係） 集合支払依頼書 (略) 新潟県会計管理者 (略) 集合支払依頼書 (略) 新潟県会計管理者 (略)</p>	<p>第17号様式（第58条、第59条関係） 集合支払依頼書 (略) 新潟県会計管理者 <u>印</u> (略) 集合支払依頼書 (略) 新潟県会計管理者 <u>印</u> (略)</p>								

- ◎新潟県訓令第17号
- ◎新潟県教育委員会訓令第8号
- ◎新潟県警察本部訓令第10号

本 庁
 地 域 機 関
 教 育 庁 本 庁
 教 育 庁 出 先 機 関
 県 立 学 校
 警 察 本 部
 警 察 署

新潟県青少年総合対策本部設置規程（昭和39年3月新潟県訓令第4号、昭和39年3月新潟県教育長訓令第4号、昭和39年3月新潟県警察本部訓令第5号）の一部を次のように改正し、令和4年4月1日から実施する。

令和4年3月31日

新 潟 県 知 事 花 角 英 世
 新潟県教育委員会教育長 稲 荷 善 之
 新潟県警察本部長 村 田 達 哉

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
別表第1（第4条関係） 知事政策局長 <u>総務部長</u> 福祉保健部長 産業労働部長 <u>観光文化スポーツ部長</u> 農林水産部長 教育次長 生活安全部長	別表第1（第4条関係） 知事政策局長 <u>総務管理部長</u> 県民生活・環境部長 福祉保健部長 産業労働部長 農林水産部長 教育次長 生活安全部長
別表第2（第4条関係） 国際課長 <u>県民生活課長</u> 大学・私学振興課長 福祉保健総務課長 感染症対策・薬務課長 健康づくり支援課長 生活衛生課長 障害福祉課長 子ども家庭課長 しごと定住促進課長 <u>雇用能力開発課長</u> <u>文化課長</u> 経営普及課長 林政課長 都市整備課長 義務教育課長 高等学校教育課長 生徒指導課長 生涯学習推進課長 保健体育課長 少年課長	別表第2（第4条関係） 国際課長 大学・私学振興課長 <u>県民生活課長</u> 福祉保健総務課長 感染症対策・薬務課長 健康づくり支援課長 生活衛生課長 障害福祉課長 子ども家庭課長 しごと定住促進課長 <u>職業能力開発課長</u> 経営普及課長 林政課長 都市整備課長 義務教育課長 高等学校教育課長 生徒指導課長 生涯学習推進課長 <u>文化行政課長</u> 保健体育課長 少年課長
別表第3（第4条関係） 地域振興局の健康福祉部長又は健康福祉環境部長、 <u>児童・障害者相談センター</u> 所長及び農林振興部長、農業振興部長又は農林水産振興部長 新潟、長岡及び上越の地域振興局の企画振興部長 中央児童相談所長 テクノスクール校長 教育事務所長 警察署長	別表第3（第4条関係） 地域振興局の健康福祉部長又は健康福祉環境部長及び農林振興部長、農業振興部長又は農林水産振興部長 新潟、長岡及び上越の地域振興局の企画振興部長 中央児童相談所長 テクノスクール校長 教育事務所長 警察署長

告 示

◎新潟県告示第399号

新潟県建設工事入札参加資格審査規程（昭和58年12月新潟県告示第3296号）の一部を次のように改正し、令和4年4月1日から実施する。

令和 4 年 3 月 31 日

新潟県知事 花 角 英 世

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「追加条」という。）を加え、同表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には当該移動号（以下「削除号」という。）を削る。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示並びに追加条を除く。以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号を除く。以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(参加資格の承継)</p> <p>第 8 条 知事は、営業若しくは事業の譲渡、合併若しくは分割又は相続のあつた者からの申請により参加資格者の営業又は事業の全部を承継したと認められる場合は、その参加資格を承継させることができる。ただし、当該営業若しくは事業を承継する者が第 2 条第 1 項第 2 号若しくは第 4 号から第 8 号まで若しくは同条第 2 項第 1 号若しくは第 2 号に規定する者（同条第 1 項第 2 号又は第 4 号に規定する者にあつては、当該営業若しくは事業の譲渡、合併若しくは分割又は相続のあつたときに経営事項審査を受けることを要しない者を除く。）である場合又は当該営業若しくは事業を承継する者が参加資格者で、かつ、当該営業若しくは事業に係る建設工種の種類が同一の場合は、この限りでない。</p> <p>2 前項の規定により参加資格を承継しようとする者（次条第 1 項に規定するものを除く。）は、別に定める申請書及び次に掲げる添付書類を知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(6) 総合評定値通知書の写し（申請者が当該営業若しくは事業の譲渡、合併若しくは分割又は相続のあつたときに経営事項審査を受けることを要しない者である場合を除く。）</u></p> <p><u>(7) (略)</u></p> <p><u>(8) (略)</u></p> <p><u>(9) (略)</u></p> <p><u>(10) (略)</u></p> <p><u>(11) (略)</u></p> <p>3～5 (略)</p> <p>第 8 条の 2 <u>前条第 1 項の規定により参加資格を承継しようとする者（法第 17 条の 2 第 1 項から第 3 項まで又は第 17 条の 3 第 1 項の規定による承継に係る認可（以下「承継認可」という。）を受けた者に限る。）は、別に定める申請書及び次に掲げる添付書類を知事に提出しなければならない。</u></p>	<p>(参加資格の承継)</p> <p>第 8 条 知事は、営業若しくは事業の譲渡、合併若しくは分割又は相続のあつた者からの申請により参加資格者の営業又は事業の全部を承継したと認められる場合は、その参加資格を承継させることができる。ただし、当該営業若しくは事業を承継する者が第 2 条第 1 項第 2 号若しくは第 4 号から第 8 号まで若しくは同条第 2 項第 1 号若しくは第 2 号に規定する者（同条第 1 項第 2 号又は第 4 号に規定する者にあつては、当該事業の譲渡、合併又は分割のあつたときに経営事項審査を受けることを要しない者を除く。）である場合又は当該営業若しくは事業を承継する者が参加資格者で、かつ、当該営業若しくは事業に係る建設工種の種類が同一の場合は、この限りでない。</p> <p>2 前項の規定により参加資格を承継しようとする者は、別に定める申請書及び次に掲げる添付書類を知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(6) 営業又は事業を承継した時の貸借対照表</u></p> <p><u>(7) 総合評定値通知書の写し（申請者が当該事業の譲渡、合併又は分割のあつたときに経営事項審査を受けることを要しない者である場合を除く。）</u></p> <p><u>(8) (略)</u></p> <p><u>(9) (略)</u></p> <p><u>(10) (略)</u></p> <p><u>(11) (略)</u></p> <p><u>(12) (略)</u></p> <p>3～5 (略)</p>

<p>(1) 前条第2項第1号及び第4号から第11号までに掲げる添付書類</p> <p>(2) 建設業承継認可通知書の写し</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、承継認可を受けた申請者が当該承継認可を受けた日から20日以内に前項の申請をする場合には、前条第2項第4号に掲げる添付書類を提出することを要しない。この場合において、当該申請者は、法の規定による建設業者としての地位を承継する日（以下「地位承継日」という。）から30日以内に法人の登記事項証明書を知事に提出しなければならない。</p> <p>3 承継認可を受けた申請者が当該承継認可を受けた日から20日以内に第1項の申請をした場合において、地位承継日が知事から参加資格を承継させる旨の通知を受けた日又は参加資格を承継させない旨の通知を受けた日（以下「通知受理日」という。）の前日以前であるときは、同項の申請の日又は地位承継日のいずれか遅い日から通知受理日までは、被承継人に対して認めた参加資格は、当該申請者に対して認めたものとみなす。</p> <p>4 前条第3項から第5項までの規定は、第1項の申請があつた場合について準用する。</p>	
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

◎新潟県告示第400号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和4年3月31日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 小千谷十日町津南線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
中魚沼郡津南町大字下船渡乙1601番7から	新	14.6～30.6メートル	369.7メートル
同郡同町大字下船渡乙476番1まで	旧	6.0～25.2メートル	369.8メートル

備考 路線の重用

一部区間一般国道117号と重用

◎新潟県告示第401号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和4年3月31日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 県道 小千谷十日町津南線
- 2 供用開始の区間
中魚沼郡津南町大字下船渡乙1601番7から同郡同町大字下船渡乙476番1まで

3 供用開始の期日 令和4年3月31日

◎新潟県告示第402号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和4年3月31日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 117号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
中魚沼郡津南町大字下船渡乙1542番2から	新	20.0～26.4メートル	53.7メートル
同郡同町大字下船渡乙1601番3まで	旧	19.6～25.6メートル	53.7メートル

備考 路線の重用

一部区間県道小千谷十日町津南線と重用

◎新潟県告示第403号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和4年3月31日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 一般国道 117号
- 2 供用開始の区間
中魚沼郡津南町大字下船渡乙1542番2から同郡同町大字下船渡乙1601番3まで
- 3 供用開始の期日 令和4年3月31日

選挙管理委員会規程

新潟県選挙管理委員会規程第4号

新潟県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和4年3月31日

新潟県選挙管理委員会委員長 天井 貞

新潟県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程

新潟県選挙管理委員会規程（昭和22年新潟県選挙管理委員会告示第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>第16条の4 書記長は、<u>総務部市町村課長</u>の職にある者をもって充てる。</p> <p>2 書記長補佐は、<u>総務部市町村課長補佐</u>の職にある者をもって充てる。</p> <p>3 書記は、新潟県職員定数条例（昭和24年新潟県条例第36号）第2条第3号に規定する職員のほか、県の職員で<u>総務部市町村課</u>に勤務する者をもって充てる。</p>	<p>第16条の4 書記長は、<u>総務管理部市町村課長</u>の職にある者をもって充てる。</p> <p>2 書記長補佐は、<u>総務管理部市町村課長補佐</u>の職にある者をもって充てる。</p> <p>3 書記は、新潟県職員定数条例（昭和24年新潟県条例第36号）第2条第3号に規定する職員のほか、県の職員で<u>総務管理部財政課及び市町村課並びに佐渡地域振興局企画振興部地域振興課</u>に勤務する者をもって充てる。</p>

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

新潟県選挙管理委員会規程第 5 号

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 4 年 3 月 31 日

新潟県選挙管理委員会委員長 天井 貞

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程

公職選挙法等執行規程（平成 7 年新潟県選挙管理委員会規程第 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>第44条様式（第75条関係） （請求書の様式） その 1</p> <p style="text-align: center;">請 求 書 （選挙運動用自動車の使用）</p> <p>（略）</p> <p style="text-align: center;">氏名又は名称及び住所並びに法人 にあってはその代表者の氏名</p> <p>（略）</p> <p>備考</p> <p>1～3 （略）</p> <p><u>4 契約業者等（法人にあっては、その代表者）</u> <u>本人が提出する場合にあっては本人確認書類</u> <u>の提示又は提出を、その代理人が提出する場</u> <u>合にあっては委任状の提示又は提出及び当該</u> <u>代理人の本人確認書類の提示又は提出を行っ</u> <u>てください。ただし、契約業者等（法人にあ</u> <u>っては、その代表者）本人の署名その他の措</u> <u>置がある場合にはこの限りではありません。</u></p> <p>（略）</p> <p>その 2</p> <p style="text-align: center;">請 求 書 （ビラの作成）</p> <p>（略）</p> <p style="text-align: center;">氏名又は名称及び住所並びに法人 にあってはその代表者の氏名</p> <p>（略）</p> <p>備考</p> <p>1・2 （略）</p> <p><u>3 契約業者等（法人にあっては、その代表者）</u> <u>本人が提出する場合にあっては本人確認書類</u> <u>の提示又は提出を、その代理人が提出する場</u> <u>合にあっては委任状の提示又は提出及び当該</u> <u>代理人の本人確認書類の提示又は提出を行っ</u> <u>てください。ただし、契約業者等（法人にあ</u> <u>っては、その代表者）本人の署名その他の措</u> <u>置がある場合にはこの限りではありません。</u></p> <p>（略）</p> <p>その 3</p> <p style="text-align: center;">請 求 書</p>	<p>第44条様式（第75条関係） （請求書の様式） その 1</p> <p style="text-align: center;">請 求 書 （選挙運動用自動車の使用）</p> <p>（略）</p> <p style="text-align: center;">氏名又は名称及び住所並びに法人 にあってはその代表者の氏名 <u>㊟</u></p> <p>（略）</p> <p>備考</p> <p>1～3 （略）</p> <p>（略）</p> <p>その 2</p> <p style="text-align: center;">請 求 書 （ビラの作成）</p> <p>（略）</p> <p style="text-align: center;">氏名又は名称及び住所並びに法人 にあってはその代表者の氏名 <u>㊟</u></p> <p>（略）</p> <p>備考</p> <p>1・2 （略）</p> <p>（略）</p> <p>その 3</p> <p style="text-align: center;">請 求 書</p>

<p>(ポスターの作成)</p> <p>(略)</p> <p>氏名又は名称及び住所並びに法人 にあってはその代表者の氏名</p> <p>(略)</p> <p>備考</p> <p>1・2 (略)</p> <p><u>3 契約業者等(法人にあっては、その代表者)</u> <u>本人が提出する場合にあっては本人確認書類</u> <u>の提示又は提出を、その代理人が提出する場</u> <u>合にあっては委任状の提示又は提出及び当該</u> <u>代理人の本人確認書類の提示又は提出を行っ</u> <u>てください。ただし、契約業者等(法人にあ</u> <u>っては、その代表者)本人の署名その他の措</u> <u>置がある場合にはこの限りではありません。</u></p> <p>(略)</p>	<p>(ポスターの作成)</p> <p>(略)</p> <p>氏名又は名称及び住所並びに法人 にあってはその代表者の氏名 ㊤</p> <p>(略)</p> <p>備考</p> <p>1・2 (略)</p> <p>(略)</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際現にあるこの規程による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規程による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この規程の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

新潟県選挙管理委員会規程第 6 号

新潟県選挙管理委員会が保有する行政文書の公開等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 4 年 3 月 31 日

新潟県選挙管理委員会委員長 天井 貞

新潟県選挙管理委員会が保有する行政文書の公開等に関する規程の一部を改正する規程

新潟県選挙管理委員会が保有する行政文書の公開等に関する規程（平成14年新潟県選挙管理委員会規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。）を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（電磁的記録の公開の方法）</p> <p>第 5 条 条例第14条第 2 項の委員会が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に定める方法とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) その他の電磁的記録 当該電磁的記録を委員会が保有するプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。以下同じ。）を使用して用紙に出力したものの閲覧又は写しの交付</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>第 1 項第 2 号の規定にかかわらず、新潟県情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例(平成16年新潟県条例第83号) 第 4 条第 1 項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して公開請求があった場合であって、委員会がその保有するプログラムにより公開を実施することができるときは、当該電磁的記録を当該電子情報処理組織を使用して公開を受ける者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルに複写させる方法により公開を行うことができる。</u></p>	<p>（電磁的記録の公開の方法）</p> <p>第 5 条 条例第14条第 2 項の委員会が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に定める方法とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) その他の電磁的記録 当該電磁的記録を委員会が保有するプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。）を使用して用紙に出力したものの閲覧又は写しの交付</p> <p>2 (略)</p>

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

新潟県選挙管理委員会規程第7号

新潟県選挙管理委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和4年3月31日

新潟県選挙管理委員会委員長 天井 貞

新潟県選挙管理委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する規程

新潟県選挙管理委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程（平成17年新潟県選挙管理委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動条等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動後条等」という。）が存在する場合には当該移動条等を当該移動後条等とし、移動条等に対応する移動後条等が存在しない場合には当該移動条等（以下「削除条等」という。）を削り、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には当該移動後条等（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条、項及び号の表示並びに削除条等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び項の表示並びに追加条等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 新潟県選挙管理委員会(以下「委員会」という。)の所管する手続等に関し、<u>新潟県情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例(平成16年新潟県条例第83号。以下「条例」という。)</u>第4条から第8条までの規定に基づき、電子情報処理組織を使用する方法その他の<u>情報通信技術</u>を利用する方法により行う場合においては、他の規程に特別の定めのある場合を除くほか、この規程の定めるところによる。</p> <p><u>2 委員会の所管する手続等(条例第4条から第7条までの規定の適用を受けるものを除く。)</u>に関し、<u>電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合においては、他の規程に特別の定めのある場合を除くほか、この規程の定めるところによる。</u></p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程で使用する用語は、<u>条例</u>で使用する用語の例による。</p> <p>2 (略)</p> <p>(手続等の公表)</p> <p>第3条 委員会は、委員会がこの規程の定めにより電子情報処理組織を使用する方法その他の<u>情報通信技術</u>を利用する方法により行う手続等について、あらかじめ根拠となる法令又は条例等の名称及び条項を<u>公表</u>するものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 新潟県選挙管理委員会(以下「委員会」という。)の所管する手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の<u>情報通信の技術</u>を利用する方法により行う場合においては、他の規程に特別の定めのある場合を除くほか、この規程の定めるところによる。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程で使用する用語は、<u>新潟県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成16年新潟県条例第83号。以下「条例」という。)</u>で使用する用語の例による。</p> <p>2 (略)</p> <p>(手続等の告示)</p> <p>第3条 委員会は、委員会がこの規程の定めにより電子情報処理組織を使用する方法その他の<u>情報通信の技術</u>を利用する方法により行う手続等について、あらかじめ根拠となる法令又は条例等の名称及び条項を<u>告示</u>するものとする。</p>

(申請等に係る電子情報処理組織)

第 4 条 条例第 4 条第 1 項に規定する県の執行機関等が定める電子情報処理組織は、委員会の使用に係る電子計算機と、申請等をする者の使用に係る電子計算機であって当該委員会の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

(電子情報処理組織による申請等)

第 5 条 条例第 4 条第 1 項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行う者（以下「電子申請等を行う者」という。）は、委員会が定めるところにより、委員会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力して、申請等を行わなければならない。

2～4 (略)

5 条例第 4 条第 4 項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって県の執行機関等が定めるものは、第 2 項に規定する電子署名又は第 3 項に規定する識別符号及び暗証符号の入力とする。

6 (略)

(電子情報処理組織による申請等)

第 4 条 条例第 3 条第 1 項の規定により電子情報処理組織を使用して申請等を行う者（以下「電子申請等を行う者」という。）は、委員会が定めるところにより、当該電子申請等を行う者の使用に係る電子計算機であって委員会が定める技術的基準に適合するものから、次に掲げる事項を入力して、委員会又は知事（以下「委員会等」という。）の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録することにより、申請等を行わなければならない。ただし、条例等の規定により添付すべきこととされている書面等の提出をもって第 2 号に掲げる事項の入力及び当該ファイルへの記録に代えることができる。

(1) 電子情報処理組織を使用して申請等を行う場合において使用することとされている様式であって、委員会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルから入手可能なものに記録すべき事項

(2) 当該申請等を書面等により行う場合において条例等の規定により添付すべきこととされている書面等又は電磁的記録に記載され、若しくは記録されている事項又は記載すべき、若しくは記録すべき事項（前号に掲げる事項を除く。）

2～4 (略)

5 条例第 3 条第 4 項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、第 2 項に規定する電子署名又は第 3 項に規定する識別符号及び暗証符号の入力とする。

6 (略)

7 委員会は、電子申請等を行う者が第 1 項第 2 号に掲げる事項を入力する場合において、次の各号に掲げるときは、当該各号に定める事項の入力を要しないものとする。ことができる。

(1) 電子申請等を行う者に係る第 2 項第 1 号に掲げる電子証明書を送信するとき。当該電子申請等を行う者に係る登記事項証明書であって、当該電子申請等を行う者の名称、所在地、代表者の氏名又は資格を確認するために添付を求めているものに記載された事項

(2) 電子申請等を行う者に係る第 2 項第 2 号に掲

(情報通信技術による手数料の納付)

第6条 条例第4条第5項に規定する県の執行機関等が定めるものは、前条第1項の規定により行われた申請等により得られた納付情報により納付する方法とする。

(申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合)

第7条 条例第4条第6項に規定する県の執行機関等が定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情があると委員会が認める場合
- (2) 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがあると委員会が認める場合

(処分通知等に係る電子情報処理組織)

第8条 条例第5条第1項に規定する県の執行機関等が定める電子情報処理組織は、委員会の使用に係る電子計算機と、処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機であって当該委員会の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第9条 委員会は、条例第5条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、委員会が定めるところにより、委員会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

げる署名用電子証明書を送信するとき。当該電子申請等を行う者に係る住民票の写しであって、当該電子申請等を行う者の氏名、住所、性別又は生年月日を確認するために添付を求めているものに記載された事項

- (3) 電子申請等を行う者に係る第2項第3号に掲げる電子証明書を送信するとき。当該電子申請等を行う者に係る登記事項証明書であって当該電子申請等を行う者の名称、所在地、代表者の氏名若しくは資格を確認するために添付を求めているもの又は住民票の写しであって氏名、住所、性別若しくは生年月日を確認するために添付を求めているものに記載された事項

(電子情報処理組織による処分通知等)

第5条 委員会は、条例第4条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して処分通知等を行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、委員会が定めるところにより、委員会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

- 2 委員会は、前項の規定により処分通知等を行う場合は、当該処分通知等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証

2 条例第 5 条第 4 項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて県の執行機関等が定めるものは、処分通知等に係る事項についての情報に行う電子署名とする。

(処分通知等を受ける旨の表示の方式)

第10条 条例第 5 条第 1 項ただし書に規定する県の執行機関等が定める方式は、次の各号のいずれかの方式とする。

- (1) 第 8 条の電子情報処理組織を使用して行う識別符号及び暗証符号の入力
- (2) 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の委員会の定めるところにより行う届出
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、委員会が定める方式

(処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合)

第11条 条例第 5 条第 5 項に規定する県の執行機関等が定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情があると委員会が認める場合
- (2) 処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがあると委員会が認める場合

(電磁的記録による縦覧等)

第12条 委員会は、条例第 6 条第 1 項の規定により電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により縦覧等を行うときは、インターネットを利用する方法、委員会の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類の縦覧等による方法により行うものとする。

(電磁的記録による作成等)

第13条 委員会は、条例第 7 条第 1 項の規定により電磁的記録により作成等を行うときは、委員会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。次項において同じ。）をもって調製する方法により行うものとする。

2 条例第 7 条第 3 項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて県の執行機関等が定めるものは、作成等をした電磁的記録に記録した情報

明書と併せて前項に規定するファイルに記録しなければならない。

3 条例第 4 条第 4 項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、前項に規定する電子署名とする。

(電磁的記録による縦覧等)

第6条 委員会は、条例第 5 条第 1 項の規定により電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うときは、インターネットを利用する方法、委員会の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類の縦覧等による方法により行うものとする。

(電磁的記録による作成等)

第7条 委員会は、条例第 6 条第 1 項の規定により電磁的記録の作成等を行うときは、委員会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。次項において同じ。）をもって調製する方法により行うものとする。

2 条例第 6 条第 3 項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、作成等をした電磁的記録に記録した情報について電子署名を行い、当該電子

について電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せて前項に規定するファイルに記録すること又は磁気ディスクをもって調製することにより行うこととする。

(添付書面等の省略)

第14条 条例第8条の県の執行機関等が定める書面等及び措置は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令（平成15年政令第27号）第5条に規定するもののほか、委員会が別に定めるものとする。

署名に係る電子証明書と併せて前項に規定するファイルに記録すること又は磁気ディスクをもって調製することにより行うこととする。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する